

## 第426回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年5月21日（金）
- 2 開催年月日 令和3年6月11日（金）午後1時45分から午後2時50分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

### 4 出席者

#### 委員（14名）

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、皂健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席1名：金澤秀男委員]

#### 岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、大内技師、田代技師、中井沿岸広域振興局水産部長、赤平大船渡水産振興センター所長、森山県北広域振興局水産部長、志田宮古水産振興センター水産振興課長、筒井漁業取締事務所長、稲荷森水産技術センター所長

#### 事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

#### 傍聴者

なし

#### 報道関係者

なし

### 5 委員会の議事

第1号議案 第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）

第2号議案 岩手県資源管理方針の変更について（諮問）

第3号議案 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

第4号議案 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の変更について（諮問）

第5号議案 知事許可漁業の許可の基準について（諮問）

第6号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第7号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

### 6 委員会の経過

#### 前川事務局長

それでは、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

## 大井会長

ただ今から、第426回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席をいただきありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますが、「海区漁場計画の案について」の答申の1件と、「資源管理」や「知事許可漁業の制限措置等について」の5件の諮問と、「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」の1件でございます。よろしく御審議の程お願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。本日は大変ご苦勞様でございます。

## 前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

## 大井会長

はい、それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は金澤秀男委員1名が欠席でございますが、14名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員といたしまして、湊謙委員と菅野信弘委員にお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

## 大井会長

それでは早速ではございますが、第1号議案でございます。「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）」を上程をいたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、それでは第1号議案について御説明いたします。赤色の表紙の資料になります。第1号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）」。「要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により諮問のあった第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について、当委員会の意見を述べようとするもの」でございます。

本議案につきましては、去る5月19日開催の第425回委員会において県から海区漁場計画の案を御説明いただき、その計画案を公聴会において意見を聴こうとする案件とすることに御決定いただいたところでございます。前回の委員会で、計画案の内容、それから漁業権の免許のスケジュール等について、説明済みでございますので、本日は説明を割愛させていただきますが、先ほど知事に答申するに当たって必要な公聴会を開催いたしましたところ、意見等の公述はございませんでした。

以上のような経過となつてございますので、本議案につきましてよろしく御審議をお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思ひます。

(「ありません」の声)

#### 大井会長

はい、御意見等なければお諮りをいたします。第1号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について」は、知事からの諮問に対し異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

### 第1号議案終了

---

#### 大井会長

それでは続きまして、第2号議案でございます。これは、「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

はい、それでは第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願ひます。第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、漁業法第14条第9項の規定に基づき、岩手県資源管理方針を変更するに当たり、同条第10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料の19ページを御覧願ひます。下から6行目の第14条第9項を御覧ください。「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。方針を変更する場合には、次の第10項に準用規定が設けられておりまして、中ほどの第4項「都道府県知事は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、今般、県が資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたしますので、1ページを御覧願ひます。令和3年6月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出され

ました諮問書の写しでございます。標題は「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」。本文には、先ほど御説明しました計画を変更する根拠規定と委員会への諮問規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、岩手県資源管理方針の変更の内容につきましては、2ページ以降に添付されていますので、詳細については水産振興課小川特命課長から御説明をお願いします。

#### 小川特命課長

それでは、説明させていただきます。水産振興課の小川でございます。今回、諮問させていただく資源管理方針の変更内容は、農林水産大臣から、まさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量が通知されたことに伴い、岩手県資源管理方針のうち、魚種や系群ごとの具体的な資源管理方針にまさば及びごまさば太平洋系群を新設するものです。

資料9ページを御覧願います。今回新設する、まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針でございます。

第1を御覧願います。魚種や系群である特定水産資源の名称「まさば及びごまさば太平洋系群」と示してございます。

第2を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理区分及び知事管理区分ごとの管理の手法を示しており、1(1)で当該知事管理区分を構成する事項として、水域、対象とする漁業、漁獲可能量を示し、(2)で漁獲量の管理の手法等を示しております。

第3を御覧願います。漁獲可能量のうち、知事管理区分への配分の基準が示しており、1で「本県に配分された漁獲可能量のうち概ね95パーセントを岩手県まさば及びごまさば漁業に配分する旨が示されており、2で概ね5パーセントを県の留保枠に充てるとしております。なお、この方針の内容は、同様の資源の利用がなされているまいわし太平洋系群と同様の管理方針となっております。まいわしの管理方針は資料5ページに示してございますので、後ほど、御覧願います。

今回の資源管理方針の変更では、字句の整理も併せて行ってございます。詳細につきましては、資料12ページ以降の新旧対照表を御覧願います。

以上が説明となりますが、今回の変更に当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては県に御一任いただくようよろしく申し上げます。それでは、御審議の程、よろしくお願い致します。

#### 大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

#### 大井会長

ございませんか。

(湊委員、挙手)

**湊委員**

はい。

**大井会長**

はい、どうぞ。

**湊委員**

その概ね95パーセント、これは岩手県の配分というのは全体で何トン位ある訳なんですか。

(小川特命課長、挙手)

**小川特命課長**

はい、御質問ありがとうございます。実は第3号議案の方で、今度、配分量の方を御説明するところでございますが、まさば、ごまさば太平洋系群として、本県への配分は1万8,100トンとなっております。

**湊委員**

はい、どうもありがとうございます。

**大井会長**

よろしいですか。

**湊委員**

はい。

**大井会長**

はい、ほかございませんか。

**大井会長**

御意見なければ、お諮りをいたします。第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について」、異議のない旨を答申すること、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては県に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定いたします。

---

第2号議案終了

---

**大井会長**

それでは続きまして、第3号議案でございます。これは「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群)の漁獲可能量について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

**前川事務局長**

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定について御説明いたしますので、資料6ページを御覧願います。第15条第1項で、農林水産大臣は特定水産資源ごと、その管理年度ごとに漁獲可能量を定めることとされており、このうち第2号の都道府県別漁獲可能量を定めたときは、同条第4項で当該都道府県知事に通知することが規定されております。また、第16条第1項では、都道府県知事は都道府県別漁獲可能量について知事管理漁獲可能量を定めるものとするとき、同条第2項において、都道府県知事は知事管理漁獲可能量を定めようとするときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、これが今般の諮問の法的根拠となるものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年6月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されたました諮問書の写しでございます。標題は「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました、農林水産大臣からの通知の根拠、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての諮問の根拠法令が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、知事管理漁獲可能量につきましては2ページ以降に添付されていますので、諮問内容の詳細については、水産振興課小川特命課長から御説明をお願いいたします。

#### 小川特命課長

それでは引き続き御説明をさせていただきます。3ページを御覧願います。農林水産大臣から、令和3管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の岩手県漁獲可能量を1万8,100トンとする旨の通知がありました。

資料5ページを御覧願います。第2号議案で御審議いただきましたまさば及びごまさば太平洋系群の具体的な管理方針を示した別紙1－8でございます。第3を御覧願います。漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が示されており、概ね95パーセントを岩手県まさば及びごまさば漁業へ、概ね5パーセントを県の留保分に充てるとしてございます。

2ページ目を御覧願います。案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源管理区分、採捕に係る水域、管理の手法等は記載のとおりでございます。知事管理漁獲可能量は概ね95パーセントに当たる1万7,195トン、県の留保は概ね

5パーセントに当たる905トンと定めようとする案でございます。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。

**大井会長**

はい。ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これについて委員の皆様から、御意見、御質問等があれば御発言をいただきたいと思います。

(熊谷委員、挙手)

**熊谷委員**

はい、会長さん。

**大井会長**

はい、どうぞ。

**熊谷委員**

令和3年度1万8,100トンの本県の枠ですが、昨年度、本県でまさば・ごまさばの漁獲、どの位あったかざっくりでもいいのですが、もしお分かりであれば。

(小川特命課長、挙手)

**小川特命課長**

令和2管理年度については、1万964トンでございます。令和2管理年度につきましては7月から3月という管理の年度になってございますので、御了承いただきたいと思っております。

**熊谷委員**

ありがとうございました。

**大井会長**

よろしいでしょうか。

**大井会長**

はい、ほかございませんか。

**大井会長**

御意見等なければ、第3号議案についてお諮りをいたします。第3号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について」、異議のない旨答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

## 大井会長

それでは続きまして、第4号議案でございます。これは「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、それでは第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、漁業法第15条第6項で準用する同条第4項の規定により、農林水産大臣からさんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量の変更に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料15ページを御覧願います。先ほどの第3号議案でも御説明させていただきました漁業法をお示ししておりますが、第15条第1項で農林水産大臣は特定水産資源の漁獲可能量を定めること、同条第4項で農林水産大臣は都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通知することが規定されており、その数量の変更について、同条第6項で準用規定が設けられております。この準用規定に基づいて、今般、農林水産大臣から本県知事あて、都道府県別漁獲可能量の変更について通知があったもので、この通知を受けた岩手県知事から、知事管理漁獲可能量を変更するため、第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページをお開き願います。令和3年6月4日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されたました諮問書の写しでございます。標題は「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）」。

その後の本文の内容につきましては、ただ今、御説明いたしました、農林水産大臣からの変更通知の根拠、知事管理漁獲可能量を変更するに当たっての諮問の根拠が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、知事管理漁獲可能量の変更につきましては、2ページ以降に添付されておりますので、詳細については、水産振興課小川特命課長から御説明をお願いいたします。

## 小川特命課長

それでは、引き続き御説明をさせていただきます。5ページ目を御覧願います。農林水産大臣から、令和3管理年度のさんまの岩手県漁獲可能量を3,700トン



から2,200トンに変更する旨の通知がありました。この変更は、さんまの国際管理を行う北太平洋漁業委員会（N P F C）の年次会合で、現行の漁獲数量規制を40パーセント削減することが合意されたことに伴う変更でございます。

資料11ページ目を御覧願います。さんまの具体的な資源管理方針ですが、第3を御覧願います。漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、概ね95パーセントを岩手県さんま漁業に、概ね5パーセントを県の留保に充てるとしてあります。

資料の2ページ目を御覧願います。表の1番下の行にあるさんまの知事管理漁獲可能量を、変更された漁獲可能量の概ね95パーセントに当たる2,090トンをさんまを採捕する全ての漁業へ、概ね5パーセントに当たる110トンを県の留保に充てようとする変更の案でございます。上段でございます、まあじ、まいわし太平洋群は変更はございません。

続きまして、4ページ目を御覧願います。農林水産大臣から、令和3管理年度のくろまぐろ（小型魚）の岩手県漁獲可能量を68.5トンから91.5トンに、くろまぐろ（大型魚）を48.3トンから75.8トンに変更する通知がありました。この変更は、令和2管理年度の繰り越し分などが追加配分されたことに伴う変更であります。

資料12ページ目を御覧願います。くろまぐろの大型魚の資源管理方針を示したものであり、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、概ね95パーセントをくろまぐろを採捕する全ての漁業に、概ね5パーセントを県の留保に充てるとしてあります。資料13ページ目に、くろまぐろ小型魚の資源管理方針が示されておりますが、大型魚と同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の3ページ目を御覧願います。表の1番下から2行目にあるくろまぐろの小型魚の知事管理漁獲可能量を、概ね95パーセントに当たる86.925トンについてはくろまぐろ小型魚を採捕する全ての漁業に、概ね5パーセントに当たる4.575トンを県の留保に充てるよう変更するとともに、表の1番下にあるくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を、概ね95パーセントに当たる72.010トンについてはくろまぐろ大型魚を採捕する全ての漁業に、そして、概ね5パーセントに当たる3.790トンを県の留保に充てるという変更の案でございます。表の上段にありますすけとうだら太平洋系群、するめいかには変更はございません。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を変更することに当たり、諮問内容の変更を伴わない字句の修正につきましては県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。

## 大井会長

はい、ただ今、第4号議案につきまして事務局及び県から説明がございましたが、

これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思ひます。

**大井会長**

ございませぬか。

(「はい」の声)

**大井会長**

御意見等なければ、お諮りをいたします。第4号議案「令和3管理年度における岩手県の特水産資源(さんま、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について」、異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

第4号議案終了

---

**大井会長**

それでは続きまして、第5号議案でございます。これは「知事許可漁業の許可の基準について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

**前川事務局長**

はい、それでは、第5号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願ひます。第5号議案「知事許可漁業の許可の基準について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第70条第1号及び第2号並びに岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第3号から第14号までに掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項に掲げる許可の基準を定めるに当たり、同法第42条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、資料の7ページを御覧願ひます。今般の諮問により、許可の基準を定めようとする漁業は、同ページの下の部分になりますが、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号及び第2号で規定されている中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業のほか、次の8ページになりますが、岩手県漁業調整規則第4条第1項の第3号小型まき網漁業から第14号のいるか突棒漁業までの漁船漁業となります。

7ページにお戻りいただきまして、漁業法第42条を御説明します。第5項、ゴシックで表示して下線を引いている部分になりますが、許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定、つまり制限措置の内容で公示いたしました船舶等の数を超える場合に

においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする規定されておりました、この許可の基準を定めるための諮問となっております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年5月31日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されたました諮問書の写しでございます。標題は「知事許可漁業の許可の基準について（諮問）」。

その後の本文につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる省令、規則及び漁業法の関係条項が記載されておりました、「許可の基準を次のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、許可の基準の内容につきましては2ページ以降に添付されていますので、詳細については水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いいたします。

### 阿部漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の許可の基準について御説明させていただきます。お手元の資料4ページをお開き願います。

まず、1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法が昨年12月1日に施行されまして、知事許可漁業の許可手続きは、あらかじめ許可の数を公示した上で、公示した許可の数に対して申請数が上回った場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定める許可の基準によって、許可の対象者を決めることになっております。今回の諮問は、県内者に対する許可の基準の修正、それと県外者に対する許可の基準を新たに定めるというこの2つでございます、これをお諮りするものでございます。

次に、2番目の許可の基準の考え方を御覧ください。許可の基準につきましては、漁業秩序の維持ですとか、海上での安全確保、後は資源管理等の操業ルールを遵守して水揚げを実績をあげている者、後は経験者、漁船漁業の専業度合いが高い者、これを重視するなどの優先順位を設けたいと考えているところでございます。

次に、3番目の許可の基準を御覧ください。これまで、知事許可漁業の許可手続きは、県が策定しました許可等の取扱方針、これを根拠としてきたのですが、法改正によりまして許可方針の一部を新たに許可の基準として定めるものでございます。具体的には、表中網かけ部分の実績船の基準、それと新規許可枠及び許可着業者の優先順位、この2つが該当するものでございます。

続きまして4番目の県内者に対する知事許可漁業の許可の基準の修正を御覧ください。諮問の具体的な内容を記しております。当該基準については、既に今年2月8日に開催されました海区漁業調整委員会でお諮りして、既に設定しているところでございますが、基準の第6の部分、これを修正してその基準の内容を細分化するということでございます。具体的には、表の第1位から第5位におきましては漁船漁業の水揚実績や操業経験を要件として設定しております、現行では第6位につきましては1位から

5位に該当しない者となっておりますが、実際の許可申請の審査におきまして基準を運用するにあたり、この順位の該当する者にはですね、自由漁業ですとか、あるいは養殖業、採介藻漁業を行っている者など、様々な漁業者が混在しているような状況でございましたので、業界団体の意見を踏まえまして、漁船漁業の專業度合いの観点から、新たに6位を「岩手県の漁船登録を受けた漁船の利用者として登録され、漁業の水揚実績を有する者」というふうに設定しまして、第7位を第1位から6位に該当しない者というふうに修正するものでございます。

次に5ページの1番下のところに書いてありますが、県外者に対する知事許可漁業の許可の基準の設定を御覧ください。6ページに跨いで内容が記載されております。この基準につきましては、知事が県外者に対するかじき流し網等漁業、後はさんま棒受網漁業、いか釣り漁業、いるか突棒漁業について、業界団体等の意見を踏まえ新たに定めるものでございます。許可の基準の設定に当たりましての基本的な考え方、これは先ほど御説明いたしました県内者のものと同様でございます。1位につきましては、今現在この漁業を営んでいる実績者ということになります。第2位につきましては、今この漁業の見習いとして現場で学んでおられる方、これは従事者ということになりますが、この方が1年を通して操業経験がある者、独り立ちしたいという方を想定しているものでございます。第3位につきましては、許可を持っているものの、海洋環境の変化ですとか漁場形成の都合で水揚実績が無かった方を想定したものでございます。第4位につきましては、1位から3位に該当しない者ということになります。

最後に、備考欄を御覧願います。第1位に該当する者が許可枠を超えた場合、本県への水揚げ実績の多い順としまして、同位の場合には生年月日の若い順、さらにまた同数の場合はくじ引きで順番を決めていきたいと考えております。第2位から第4位に該当する方が複数いる場合は、生年月日の若い順、さらに同数の場合はくじ引きということで順番を決めていきたいと考えております。

それでは、また2ページにお戻り願います。2ページから3ページにかけて、今回諮問する許可の基準の案を示しているものでございまして、内容は先ほど御説明させていただいたものと同じでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

## 大井会長

はい、ただ今、第5号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様から、御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。

## 大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第5号議案「知事許可漁業の許可の基準について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

### 第5号議案終了

---

## 大井会長

続きまして第6号議案でございます。これは「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、それでは第6号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第6号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号、第2号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明いたしますので、資料の17ページを御覧願います。漁業法の抜粋になりますが、第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

併せて、15ページと16ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししております。まず、15ページの第4条第1項において、知事の許可を要する漁業について規定されておりますが、今般の諮問の対象となります漁業につきましては、ゴシックで下線を引いている箇所、第1号のあわび漁業、第2号のなまこ漁業、それから第11号のいか釣り漁業の3つの漁業になります。次に、15ページの下から16ページに跨りますが、第11条第1項において、先ほど御説明しました漁業法第42条第1項の内容を一部補足する形で、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、制限措置として定めるべき事項が具体的に規定されてございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたしますので、1ページを御覧願います。令和3年6月4日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる

岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容につきましては2ページ以降に記載添付されておりますので、詳細につきましては水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いします。

### 阿部漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の制限措置等について御説明させていただきます。お手元の資料、13ページをお願いします。

まず、1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法が昨年12月1日に施行されまして、知事による漁業許可の新たな事務手続きとして、許可する際には、予め許可する数等の制限措置等を公示して申請を募集することになっております。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることとお諮りするものでございます。

2番目の制限措置を御覧ください。これまで、知事許可漁業の許可は県が策定した取扱方針を根拠とする手続きが行われてきましたが、法改正により、取扱方針の一部を新たに制限措置として定めることになりました。具体的には、網かけしている部分の6項目が該当します。

次に資料の14ページをお開き願います。3番の今回の対象漁業を御覧ください。今回、対象となる漁業種類は、あわび漁業、なまこ漁業、いか釣り漁業の3つでございますが、許可申請を募集するに当たりまして、特に重要となります、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠の考え方を説明いたします。

まず、1番上の表、(1)のアでございますが、繁殖期あわび漁業でございます。この漁業は、共同漁業権内の区域におきまして、栽培漁業のための種苗生産に必要なあわびの親個体を採捕するための漁業でございます。あわびの種苗生産を実施している業界団体の意見を踏まえまして要望数が4件ございましたので、そのままその数を公示するものでございます。

続きまして(1)のイ、なまこ漁業、それと(1)のウ、なまこ潜水器漁業でございます。この漁業は、共同漁業権の区域内におきまして操業区域に係る漁業権者、具体的には漁協等が該当しますが、なまこを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は定めなしとするものでございます。

続きまして(2)のア、なまこ漁業でございます。この漁業は、共同漁業権が設定されていない海域でなまこを採捕するものでございまして、要望調査と業界団体の意見を踏まえまして、今回制限措置として要望のあった合計118件の許可枠を公示しようとするものでございます。

次に、2ページにお戻り願います。今回、諮問する制限措置等の公示案を示してございます。また2ページから5ページにかけては、繁殖期あわび漁について表に制限措置の内容を整理してございまして、1番右側に先ほど説明した許可枠が示してございます。ページ下の(2)には、許可申請の受付期間を示しております。また、(3)

には備考として許可の条件を示しています。また、このあわび漁業では、許可申請の際に操業区域に係る漁業権者から同意を得る都合上、申請期間が異なる公示を2つに分けて整理してございます。

次に6ページから7ページにかけて、共同漁業権が設定されていない海域でのなまこ漁業の制限措置等の内容を示してございます。1番右側に先ほどお示した地区別の許可枠を示してございます。8ページから9ページにかけて、共同漁業権内のなまこ漁業の制限措置等の内容を示しております。

最後に11ページから12ページにかけまして、いか釣り漁業の制限措置等を示しておりまして、1番右側に先ほどお示した地区別の許可枠を示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第6号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様から、御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。

#### 大井会長

ございませんか。

(「はい」の声)

#### 大井会長

それでは、御意見等なければお諮りをいたします。第6号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

第6号議案終了

---

#### 大井会長

続きまして、第7号議案でございます。これは、「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

それでは第7号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第7号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」。要旨、漁業法第153条第2項第1号に規定する標記委員について、平成29年6月16日開催の第401回委員会で互選した当委員会の大井誠治会長の任期が、令和3年9月30日で満了となることから、今回、新たに次期委員を互選いただくものでございます。

最初に、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、この広域漁業調整委員会の設置目的などの概略と併せて委員の互選根拠について御説明をいたします。資料の7ページをお開き願います。広域漁業調整委員会の概略を整理してございます。この広域漁業調整委員会につきましては、1の委員会の設置にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されたものでございます。中ほどに海域区分の図をお示ししてございますが、この広域漁業調整委員会は大きく3つの委員会に分かれておりまして、当海区は北海道から宮崎県までの太平洋側の18都道県で構成されている太平洋広域漁業調整委員会に入っております。図の下に2として、この委員会の機能について整理してございますが、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する(1)から(4)の事項について協議調整を行うこととなっております。また3として、委員の構成等については、各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、それから学識経験者で構成し、このうち太平洋広域漁業調整委員会の委員数は28名となっております。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。現在の第5期の委員名簿をお示ししておりますが、当海区からは大井会長を互選し委員に御就任いただいているところでございます。

次に広域漁業調整委員会委員の選出根拠について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。漁業法の抜粋でございます。ゴシックで表示し下線を引いている箇所になりますが、第152条第1項で、全国に3つの広域漁業調整委員会を設置することが規定されております。次に、第153条第2項で「太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。」として、第1号で「太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各1人」。今回の議案は、この委員の互選になります。なお、委員の任期につきましては第156条に準用規定がございまして、次の6ページの第143条第1項で4年と規定されてございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和3年5月7日付けで岩手県農林水産部水産振興課総括課長から当委員会の会長あてに提出された依頼文書の写しでございます。標題は「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選結果の報告について(依頼)」。本文ですが、「このことについて、別添写しのとおり水産庁資源管理部管理調整課長から依頼がありましたので、貴委員会で互選の上、互選された次期委員の履歴書及び互選に係る議事録各1部を添付し、次の事項について令和3年7月23日(金)までに報告いただくようお願いいたします。」となっております。

次の2ページに、水産庁から岩手県水産主務課長あての依頼文書の写しを添付してございます。本文の「さて」以降に、現在の委員について、令和3年9月30日で今期の



任期満了を迎えることから、海区漁業調整委員会で互選された次期委員を報告願いたい旨の記載がございます。

参考として4ページに、これまでの当海区から互選された太平洋広域漁業調整委員会の歴代委員を一覧にして整理してございますので、4ページを御覧願います。平成13年10月から広域漁業調整委員会の制度がスタートしておりますが、これまでの互選委員の状況を見ますと、いずれの任期におきましてもその時点の会長職にある委員を選任してきているという結果になってございます。

以上が本議案の説明となります。太平洋広域漁業調整委員会の第6期の委員の互選につきまして、よろしく御協議をお願いいたします。

**大井会長**

ただ今、第7号議案について事務局から説明がありましたが、委員の互選はいかがしたらよろしいでしょうか。

(砂田委員、挙手)

**砂田委員**

はい。

**大井会長**

はい、どうぞ。

**砂田委員**

今、事務局から説明いただきましたけれども、これまでも当海区では会長を互選をされているようでしたので、引き続き会長にお願いしたいと思いますが。

**大井会長**

はい、ありがとうございます。ただ今、砂田委員さんから発言がございました。ほかにもございませんか。

(「異議なし」の声)

**大井会長**

はい、それでは、ほかに推薦がないようでございますのでお諮りをいたします。第7号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」、先ほどの推薦により大井委員を選出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、大井委員を選出することに決定をいたします。

委員として継続させていただきます。がんばりますので、よろしくお願ひします。

---

第7号議案終了

**大井会長**

次に、その他に移ります。委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

**大井会長**

はい、それでは、県から何か情報提供はございませんか。

(阿部漁業調整課長、挙手)

**大井会長**

はい、どうぞ。

**阿部漁業調整課長**

1つ私から補足説明をさせていただきます。前回、425回の海区漁業調整委員会におきまして、その他の際に、藏委員さんの質問に対する私の回答でございましたが、改めて報告説明させていただくものでございます。具体的には、藏委員の方からは、さめ延縄漁業に関わるくろまぐろの混獲の扱いについての御質問がございましたが、私の方からは、1回だけならば今回は混獲は認められますという旨の発言をしたところです。ただし正確にはですね、原則、混獲は認められませんで、間違ってくろまぐろがかかってしまった場合は放流する努力をしてもらう必要がございます、ただし魚が死んでしまった場合は、やむを得ず水揚げしてもらうことになるという趣旨で発言したものでございました。前回の発言を補足して修正させていただきたいのでよろしくお願い致します。

**大井会長**

はい、それでは事務局の方から何かございませんか。

(小川特命課長、挙手)

**小川特命課長**

1点だけ補足説明させてください。

**大井会長**

はい、どうぞ。

**小川特命課長**

先ほど第3号議案の中で、昨年のおまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の御質問がございました。その際、令和2年度の7月から3月末までの途中の漁獲量として1万964トンとお答えしたところですが、年度途中の漁獲量ですので補足をさせていただきます。平成27年から令和元年までの管理年度の各漁獲量につきましては、だいたい1万2,000トンから1万5,000トンの範囲にありますので、補足をさせていただきます。補足は以上でございます。

**大井会長**

はい、ありがとうございます。

(前川事務局長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

前川事務局長

はい、事務局から御連絡いたします。次回、第427回の委員会の開催予定でございますが、現在のところ特に急を要する案件がなければ8月の開催を見込んでおります。

審議していただく議案は、知事許可漁業の制限措置に係る県からの諮問のほか、さけますの採捕制限に関する委員会指示などを予定しております。

具体的な開催日程、議案等が確定いたしましたら、御案内の文書をお送りさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。以上で閉会をさせていただきます。大変、御苦勞様でございます。ありがとうございました。

---

終了（午後2時50分）

---